

関係各位

長崎県土木部長
(公印省略)

現場代理人の取扱いについて(通知)

標記については、令和 4 年 1 2 月 2 3 日付け 4 建企第 3 9 9 号で通知しておりますが、公共工事の更なる円滑な執行を図るため、現場代理人の取扱いについて下記のとおり改正します。
なお、令和 4 年 1 2 月 2 3 日付け 4 建企第 3 9 9 号は、本通知の適用日をもって廃止します。

記

1. 対象

長崎県が発注する工事

2. 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、契約書第 10 条第 5 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

長崎県建設工事標準請負契約書第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

1 件の工事における請負額が 4,000 万円未満(建築一式 8,000 万円未満)の工事(技術者の専任が必要とされない工事)で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

3. 他工事と現場代理人が兼務する場合

次の全ての要件を満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

県内公共工事(国、市町等含む)で、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。

相互の工事現場の移動距離が10km程度または30分程度で移動できる場合。
各々の工事において、請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。

兼務する工事の件数は2件（災害復旧工事を含む場合は3件以内）までとする。

発注者又は監督員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うこと。

兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。

兼務する現場代理人は、兼務している工事現場を1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。

4. 発注者への報告及び承諾

2. の現場施工をおこなわない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等が行われていない期間を明示しておくこと。なお、作業が行われていない期間が変更になった際は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打合せ簿」等により、作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

2. の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

3の二以上の工事を同一の現場代理人が兼務する場合

現場代理人が兼務する場合は、現場代理人の通知前に兼務する場合の条件を付した届出を提出し、各発注者の承諾を得、他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

5. 現場代理人と他技術者との兼務

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（令和4年3月24日付け3建企第539号）に基づき承認した場合に兼務を認めるものとする。

6. 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しない。

7. 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

8. 適用日

令和5年4月1日以降に適用する。

(参考) 他工事と兼務する条件の改正点

		改正前 (R5.3.31まで) 4 建企第 3 9 9 号	改正後 (R5.4.1から) 4 建企第 5 0 7 号
対象工事	<p>県内公共工事で密接な関係のある工事</p> <p>密接な関係のある工事 (例) 主任技術者の兼務要件を準用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの <p>同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合 (当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)</p> <p>監理技術者の兼務要件 (監理技術者制度運用マニュアル三) については、下記に示す条件によらない。</p>		<p>県内公共工事 (国、市町等含む) で、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。</p>
兼務可能な件数	2 件		2 件 (災害復旧工事を含む場合は 3 件以内)
距離	10km 程度以内		10km 程度 または 30 分程度で移動できる距離
金額	各々の工事において、請負額が 4,000 万円未満 (建築一式 8,000 万未満)		左記、同様
常駐義務	兼務しているいずれかの工事現場に常駐する		左記、同様
現場巡視			兼務している工事現場は 1 日 1 回以上巡回し、現場管理等に当たること
連絡体制			発注者又は監督員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、指示があった場合は、速やかに現場へ向かうこと

(随時更新)

他工事と現場代理人が兼務する場合

(Q & A)

(1) 異なる発注者の工事でも兼務は可能か

それぞれの発注機関が定める兼務要件を満足していれば、可能。それぞれの発注者から「現場代理人兼務承諾協議書」により承諾を得ること。

(2) 現場間距離の確認方法は

○距離による条件 (10km 程度) の場合

直線距離で計測する。

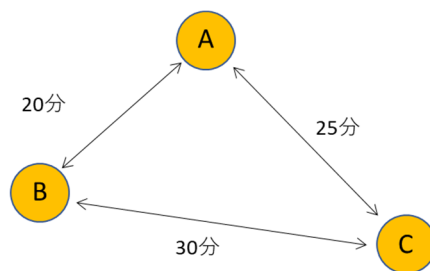
○時間による条件 (30 分程度) の場合

現場の稼働状況を加味し、現場代理人が勤務する時間帯において、各現場で使用する移動手段により 30 分程度で移動できる範囲とする。なお、判断が難しい現場においては google マップや mapfan 等の、交通状況を反映した所要時間を算出できる距離計測ソフトにより確認する。

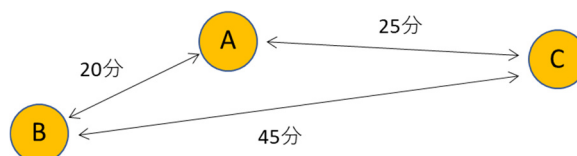
(3) 3 件の現場を兼務する場合の距離の考え方は

3 現場を兼務する場合は、3 現場間全てで距離要件を満たす必要がある。

(兼務可能な例)



(兼務不可な例)



(4) 主任技術者の兼務は可能か

兼任の対象となる工事は、技術者の専任が必要とされない、請負額が 4,000 万円未満（建築一式 8,000 万円未満）であるため、複数個所の兼務は可能。ただし、主任技術者については、一定の実務経験や資格が必要であるため留意すること。

また、現場管理が疎かにならない範囲で兼務すること。

(5) 兼務している現場の巡回は、不稼働の場合も行う必要があるのか

稼働現場の巡回を想定している。ただし、現場代理人の主な仕事内容は工程管理と安全管理となるため、不稼働日であっても保安施設の点検等が必要な場合には、状況に応じて巡回を行うこと。

(6) 現場の位置関係で移動手段が陸上、海上とある場合の判断は

実際の移動手段に即して判断すること。